

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月10日	
枚方市長 殿	
住 所 大阪府枚方市東香里1丁目24-34	
提出者	
氏 名 社会医療法人 三上会	
理事長 三上 裕司	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-853-0501	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人三上会 東香里病院
事業場の所在地	大阪府枚方市東香里1丁目24-34
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：病院
② 事業の規模	195床
③ 従業員数	241人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ・別紙のとおり。			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	69 t	t
	(これまでに実施した取組) コロナにて感染性廃棄物量が多量排出していたが減少傾向により、廃棄物量を減らすことができた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	60 t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物量は自然に減少されると思いますが、分別作業を徹底して取り組んでいきます。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類を分別作業として行っています。		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	69 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	69 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 優良産業廃棄物処理業者を選択するとともに、処理状況の現地確認を行う。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	60 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	60 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良産業廃棄物処理業者を選択するとともに、処理状況の現地確認を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	69 t	
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストが導入されたことにより、廃棄物量のチェックができるため、見直しに取り組む。		
※事務処理欄			

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

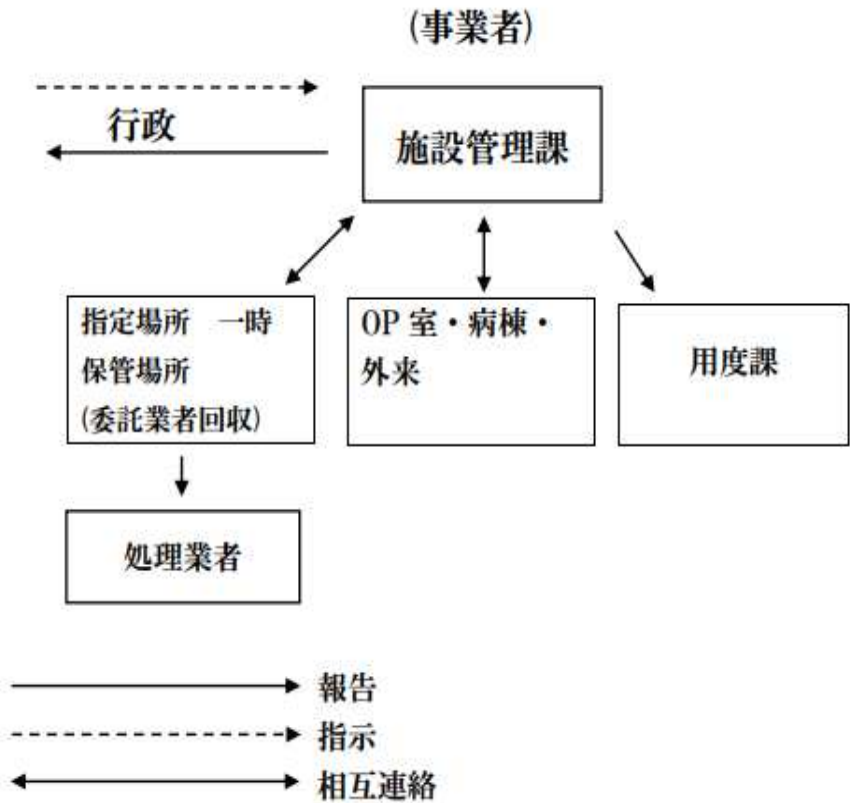
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料 管理体制図及び各部署の役割

(管理体制図)



各部署の役割

部署	役割
施設管理課	- 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 処理業者の委託料、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署の調整及び指示 - 産業廃棄物の資源化・減量化及び適正管理を検討し産業廃棄物処理計画の策定及び、その実地
用度課	産業廃棄物処理費用の請求書の伝票チェック及び支払い

医療廃棄物収集運搬経路

< 排出事業者 >



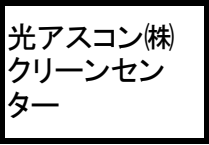
- ① (病院) 医療廃棄物の排出。
- ② (国光マルチサプライ(株)) 専用トラックにより病院から医療廃棄物を収集・運搬。

積み替え保管
高井田マルチ

- ③ 国光マルチ高井田営業所 廃棄物を積み下ろす。
- ④ 国光マルチ高井田営業所 光アスコン向け積み込みする。

回収翌日
行程 高井田から一般道を経由して、光アスコン(株)クリーンセンターへ
(国道25号、1号線)

< 中間処理施設 >



- ⑤ (光アスコン(株)) 医療廃棄物を搬入。
- ⑥ (光アスコン(株)) 医療廃棄物を当センターで焼却処理。

医療廃棄物搬出処理業務の流れ

社会医療法人三上会 東香里病院

<排出事業者>

東香里病院

- ① 専用容器(プラスチック50L、ダンボール箱50L)により医療廃棄物の排出。
② (国光マルチサプライ(株)) 専用トラックにより病院から医療廃棄物を収集・運搬。



<積替・保管施設>

国光マルチサ
プライ(株) 高井
田営業所

- ③ (国光マルチサプライ(株)) 収集してきた医療廃棄物を専用保管冷蔵庫に搬入・保管。
④ (国光マルチサプライ(株)) 専用大型トラックにより当営業所から医療廃棄物を運搬。

<中間処理施設>

光アスコン(株)
クリーンセン
ター

- ⑤ (光アスコン(株))
⑥ (光アスコン(株))
⑦ (光アスコン(株))

医療廃棄物を搬入。
医療廃棄物を当工場で焼却処理。
燃え殻を産業廃棄物として排出。

<最終処分場>

大阪湾広域臨
海環境整備セ
ンター

- ⑧ (尼崎基地)
⑨ (神戸処分場)

産業廃棄物を搬入。
産業廃棄物を埋め立て最終処分。

<積替・保管施設>

国光マルチサプライ株式会社高井田営業所

住所：東大阪市高井田中2丁目2番21号

許可番号：第6860004789号
許可の年月日：平成35年8月10日
許可の有効年月日：平成40年8月9日
所在地：東大阪市高井田中2丁目37番2
面積：32.4 m^2
保管上限：75.2 m^3
積み上げ可能な高さ：建屋内保管のため対象外。
特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物。



高井田営業所



専用保管冷蔵庫

<中間処理施設>

光アスコン株式会社 クリーンセンター

住所：京都市伏見区横大路千両松町33番地

許可番号：第6571034460号

許可の年月日：平成34年12月6日

許可の有効年月日：平成41年11月1日

事業の区分：中間処理(焼却)

事業の用に供するすべての施設：

種類 焼却施設(固定式バッチ炉)

設置場所 京都市伏見区横大路千両松町78番地

設置年月日 平成23年10月17日

処理能力 汚泥22.5m³ 廃油28.5m³ 廃酸, 廃アルカリ, 感染性産業廃棄物48t／日

許可年月日 平成22年8月23日

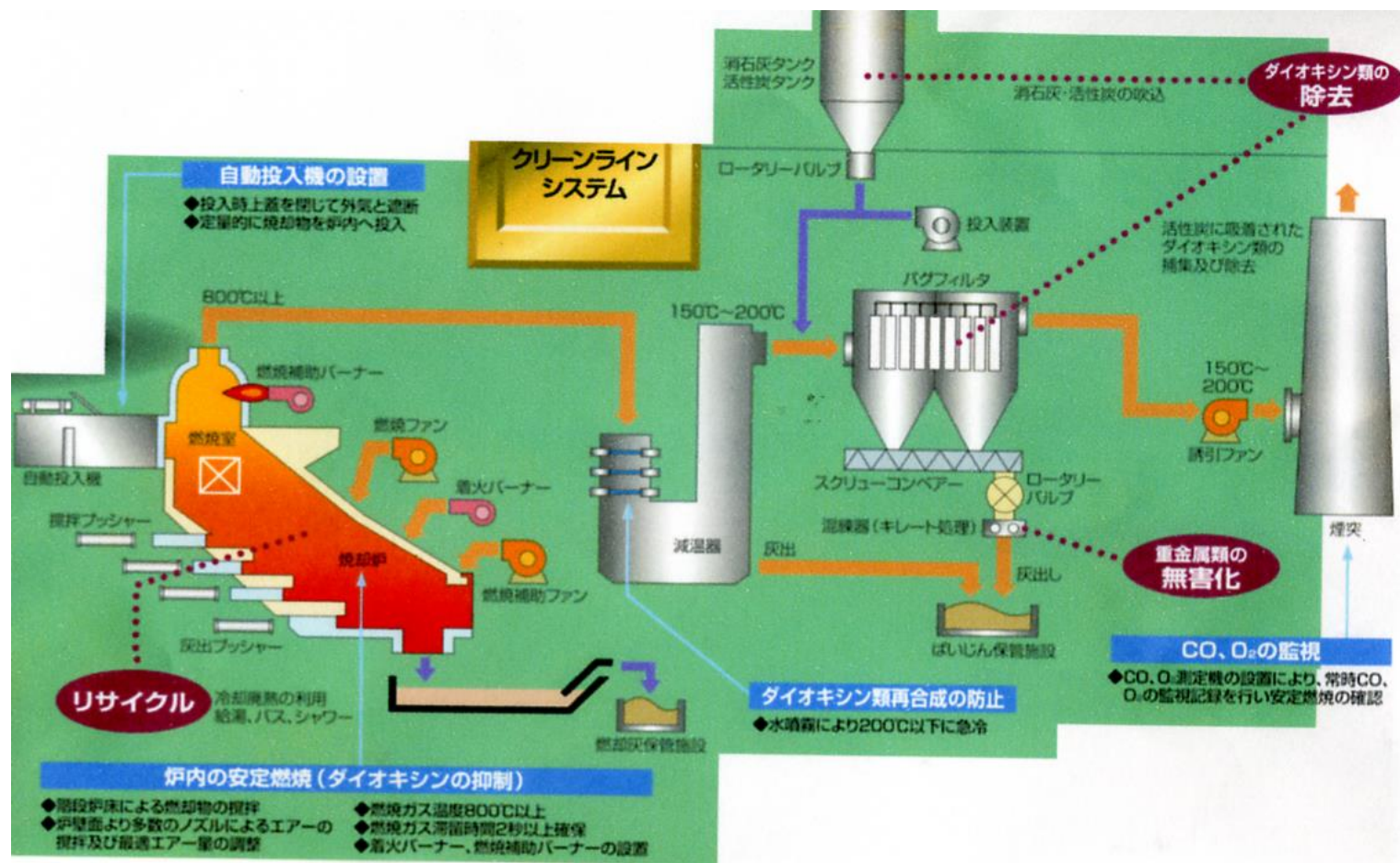
許可番号 第156号

※ムラタ式焼却炉 KHPL-2000S・EP型

次ページに解説図



〈図〉



炉内構造は階段式の多段炉床方式であり、炉の炉の上部から投入した廃棄物を徐々に燃焼させながら下に落としていくことで、効率よく完全燃焼させることを可能にしました。

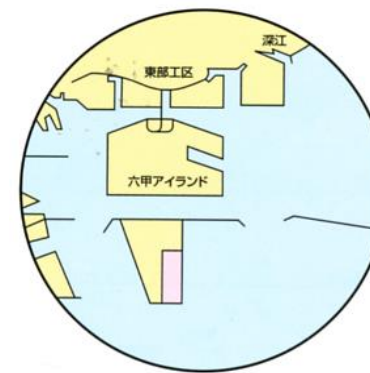
また、炉本体は水冷構造で、炉壁の冷却水で熱吸収を行い、常に安定した燃焼を得られます。燃焼ガスは減温乾燥器、バグフィルターによりばいじんの捕集処理が行われた後、大気中に放出されますので、公害防止は万全です。

<最終処分場>

大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸処分場

住所：兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

搬入場所：尼崎基地 兵庫県尼崎市平左衛門町地内
処分場名称：神戸処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先
処分の方法：海洋埋立処分
埋立地の面積：880,000㎡
埋立容量：15,000,000㎡
埋立処分完了後の
土地利用計画：港湾関連用地、交流拠点用地、緑地



尼崎基地



神戸処分場

1. 医療系廃棄物収集運搬経路

東香里病院から一般道、中央環状線経由、近畿道摂津南ICから吹田JTで名神高速道路入り尼崎にて阪神高速道路神戸線、湊川ICで降りて神戸環境クリエート株式会社中間処理施設搬入(所要時間、約90分)

2. 医療系廃棄物搬出処理業務の流れ

